測量業者登録簿閲覧規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第69号

測量業者登録簿閲覧規則等の一部を改正する規則

(測量業者登録簿閲覧規則の一部改正)

第1条 測量業者登録簿閲覧規則(昭和37年岩手県規則第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(閲覧時間)	(閲覧時間)
第2条 登録簿等の閲覧時間は、岩手県の休日に関する条例(第2条 登録簿等の閲覧時間は、岩手県の休日に関する条例(
平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日を除き、毎	平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日を除き、毎
日午前8時30分から <u>午後5時30分</u> までとする。	日午前8時30分から <u>午後5時</u> までとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(建設業法施行細則の一部改正)

第2条 建設業法施行細則(昭和37年岩手県規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(閲覧所)	(閲覧所)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 許可申請書等の閲覧時間は、岩手県の休日に関する条例(2 許可申請書等の閲覧時間は、岩手県の休日に関する条例(
平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日を除き、毎	平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日を除き、毎
日午前8時30分から <u>午後5時30分</u> までとする。	日午前8時30分から <u>午後5時</u> までとする。
3~7 [略]	3~7 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成13年岩手県規則第97号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(登録簿の閲覧)	(登録簿の閲覧)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 登録簿の閲覧時間は、岩手県の休日に関する条例(平成元	2 登録簿の閲覧時間は、岩手県の休日に関する条例(平成元
年岩手県条例第1号)に規定する県の休日を除き、 <u>次の各号</u>	年岩手県条例第1号)に規定する県の休日を除き、 <u>毎日午前</u>
<u>に掲げる閲覧所ごとに、当該各号に定めるとおり</u> とする。	<u>8時30分から午後5時まで</u> とする。
(1) 岩手県県土整備部建設技術振興課及び盛岡広域振興局	
土木部内の閲覧所 午前8時30分から午後5時30分まで	
(2) 広域振興局土木部(盛岡広域振興局土木部を除く。)	
及び土木部土木センター内の閲覧所 午前8時30分から午	
後 5 時まで	
3~7 [略]	3~7 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この規則は、平成22年11月1日から施行する。